

お知らせ『りしり富士』

国民健康保険被保険者証の更新について

会計課税務こくほ係

現在使用している国民健康保険被保険者証は、令和6年7月31日までの有効期限となっており、期限を過ぎると医療機関での診療を受けることができなくなります。

次の日程で被保険者証の更新を行いますので、指定された日時にご参集願います。

なお、下記日程で旅行などにより都合が悪く更新を受けられない方は、随時役場会計課窓口又は鬼脇支所にて更新します（休日を除く）ので、7月31日までに必ず手続きするようお願いいたします。

また、75歳以上の「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方は、今回の更新手続きの対象ではありませんのでお間違いのないようお願いいたします。

◎令和6年12月2日より、現行の健康保険被保険者証は発行されなくなりますが、今回で更新を行った被保険者証は、最長で1年間（令和7年7月31日まで）使用可能です。



持参するもの・印鑑 ・現在使用している保険証（カード様式 右の見本）

| 月 日 | 実施場所 | 時間 | 対象地域 |
|----------|----------|---------------|-------------------|
| 7月10日(水) | 大磯自治会館 | 13:00 ~ 13:25 | 大磯 |
| | 本泊自治会館 | 13:30 ~ 14:10 | 本泊 |
| | 富士岬自治会館 | 14:15 ~ 14:40 | 富士岬 |
| | 湾内自治会館 | 14:50 ~ 15:15 | 湾内 |
| | 野塚自治会館 | 15:25 ~ 15:55 | 野塚 |
| | 雄忠志内自治会館 | 16:05 ~ 16:30 | 雄忠志内 |
| 7月11日(木) | 野中自治会館 | 13:00 ~ 13:15 | 野中 |
| | 南浜自治会館 | 13:25 ~ 13:40 | 南浜 |
| | 沼浦自治会館 | 13:50 ~ 14:05 | 沼浦 |
| | 石崎自治会館 | 14:15 ~ 14:30 | 石崎 |
| | 旭浜自治会館 | 14:40 ~ 14:55 | 旭浜 |
| | 鯉泊自治会館 | 15:05 ~ 15:20 | 鯉泊 |
| 7月12日(金) | 鬼脇支所 | 10:00 ~ 15:00 | 金崎・鬼脇・清川・二石・鬼脇全域 |
| | 役場ロビー | 10:00 ~ 15:00 | 富士野・栄町・本町・港町・鷺泊全域 |

令和6年度分の国民健康保険税率及び課税限度額につきましては、下記のとおり医療給付費分が所得割・均等割・平等割の減額改正及び資産割の廃止、介護納付金分が均等割の減額改正及び平等割の新設、後期高齢者支援金分課税限度額が増額改正となっております。また、国保税軽減対象となる所得基準額について、5割軽減及び2割軽減の基準額が引き上げられます。国保加入者皆様方の特段なるご理解・ご協力をお願い申し上げます。

なお、国民健康保険税納付書につきましては、7月上旬に送付予定となっておりますが、納期限内に納付下さいますよう、あわせてお願い申し上げます。

1. 国保税（医療給付費分）の税率改正

| 項目 | 改正前（令和5年度） | | 改正後（令和6年度） |
|------------------|------------|---|------------|
| 所得割（世帯の所得に・・・） | 6.80 % | ⇒ | 6.50 % |
| 資産割（資産税に・・・） | 35.0 % | | 0 % |
| 均等割（世帯員一人につき） | 27,000 円 | ⇒ | 26,000 円 |
| 平等割（一世帯につき） | | | |
| ※ 特定世帯は2分の1減額。 | 26,000 円 | ⇒ | 24,000 円 |
| ※ 特定継続世帯は4分の1減額。 | | | |

2. 国保税（後期高齢者支援金分）の税率改正

| 項目 | 改正前（令和5年度） | | 改正後（令和6年度） |
|------------------|------------|---|------------|
| 所得割（世帯の所得に・・・） | 2.30 % | ⇒ | 2.30 % |
| 均等割（世帯員一人につき） | 9,000 円 | ⇒ | 9,000 円 |
| 平等割（一世帯につき） | | | |
| ※ 特定世帯は2分の1減額。 | 8,500 円 | ⇒ | 8,500 円 |
| ※ 特定継続世帯は4分の1減額。 | | | |

3. 国保税（介護納付金分）の税率改正

| 項目 | 改正前（令和5年度） | | 改正後（令和6年度） |
|--------------------|------------|---|------------|
| 所得割（2号被保険者の所得に・・・） | 1.70 % | ⇒ | 1.70 % |
| 均等割（世帯員一人につき） | 15,000 円 | ⇒ | 8,000 円 |
| 平等割（一世帯につき） | 0 円 | ⇒ | 7,000 円 |

4. 国保税の課税限度額の改正

| 項目 | 改正前（令和5年度） | | 改正後（令和6年度） |
|-----------|------------|---|------------|
| 医療給付費分 | 650,000 円 | ⇒ | 650,000 円 |
| 後期高齢者支援金分 | 220,000 円 | ⇒ | 240,000 円 |
| 介護納付金分 | 170,000 円 | ⇒ | 170,000 円 |

5. 国保税の軽減対象となる所得基準額の改正

| 項目 | 改正前（令和5年度） | | 改正後（令和6年度） |
|------|-----------------------------------------|---|-----------------------------------------|
| 7割軽減 | 43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円以下 | ⇒ | 43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円以下 |
| 5割軽減 | 43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+（29万円×被保険者）以下 | ⇒ | 43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+（29.5万円×被保険者）以下 |
| 2割軽減 | 43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+（53.5万円×被保険者）以下 | ⇒ | 43万円+（給与所得者等の人数-1）×10万円+（54.5万円×被保険者）以下 |

※特定世帯とは・・・ 国保加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって、国保に残る加入者が1人となってから、5年間が経過するまでの世帯です。
 ※特定継続世帯とは・・・ 特定世帯がさらに3年間延長されます。この3年間の世帯を「特定継続世帯」といいます。

後期高齢者医療被保険者証の更新について

会計課 税務こくほ係

現在ご使用中の保険証は有効期限が令和6年7月31日となっており、8月以降は使用できなくなります。令和6年度の**水色の新しい保険証**を順次発送しますので到着後は新しい保険証（有効期限が令和7年7月31日）をご使用下さい。

なお、今お持ちの黄色の保険証は、お手数ですが破棄するか、役場または鬼脇支所へ返証願います。

また、限度額適用・標準負担額減額認定証及び限度額適用認定証につきましては、対象となる方に同封していますので、8月以降は新しい証（**橙色**）をお使い下さい。
※限度額適用・標準負担額減額認定証は非課税世帯の方、限度額適用認定証は現役並み所得世帯の方が対象となります。

| 後期高齢者医療被保険者証 | |
|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 有効期限 令和7年 7月31日 交付年月日 令和6年 7月 1日 | |
| 被保険者番号 | 0 1 2 3 4 5 6 7 |
| 住所 | 広域市連合町1丁目 |
| 氏名 | 広域 太郎 男 |
| 生年月日 | 昭和 7年 7月 7日 |
| 資格取得年月日 | 平成20年 4月 1日 |
| 発効期日 | 平成20年 4月 1日 |
| 一部負担金の割合 | 1割 |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 | 39011000 北海道後期高齢者医療広域連合  |

後期高齢者医療制度の見直しについて

会計課 税務こくほ係

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計で計算します。

■均等割・所得割率・賦課限度額が見直しされました

| | 【令和5年度】 | 【令和6年度から】 |
|-------|---------|----------------|
| 均等割 | 51,892円 | 52,953円 |
| 所得割率 | 10.98% | 11.79% |
| 賦課限度額 | 66万円 | 80万円 |

令和6年度の限度額と所得割額について【激変緩和措置】について

- ・「令和6年3月末日までに75歳に到達して資格取得した方」及び「障害認定で資格取得した方」については令和6年度の賦課限度額を73万円とします。
- ・令和6年度の賦課のもととなる所得金額から58万円を超えない方については所得割率を10.92%として算定します。

■均等割の軽減が見直しされました

●保険料均等割軽減の所得判定基準が、次のとおり見直しされました。

※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

| 軽減割合 | 所得が次の金額以下の世帯 | |
|------|------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| | 【令和5年度】 | 【令和6年度から】 |
| 7割軽減 | 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1) | 変更なし |
| 5割軽減 | 43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) | 43万円+(29万5千円 ×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) |
| 2割軽減 | 43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) | 43万円+(54万5千円 ×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) |

※保険料の計算方法についての変更はありません。

※令和6年度の保険料については、7月に個別にお知らせいたします。

(お問い合わせ先)

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

【電話】011-290-5601

利尻富士町役場会計課 税務こくほ係

【住所】〒097-0101

北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字

富士野6番地

【電話】0163-82-2123

7月の診療予定について

鷺泊診療所

7月の診療予定は以下のとおりとなっております。時間内に受診していただきますようお願いいたします。風邪症状で受診を希望される方は事前に電話（82-1038）でご相談下さい。

| 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|---------------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------|------------------------------------|
| 1 午前 吉永医師 午後 浅井医師 | 2 午前 平野・田畑医師 午後 平野・田畑医師 | 3 午前 田畑医師 午後 森本医師 | 4 午前 田畑医師 午後 休診 | 5 午前 田畑医師 午後 休診(往診) |
| 8 午前 吉永医師 午後 浅井医師 | 9 午前 田畑医師 午後 田畑医師 | 10 午前 平野医師 午後 平野医師 | 11 午前 田畑医師 午後 休診 | 12 午前 平野医師 午後 休診(秀峰園) |
| 15 休診 | 16 午前 田畑医師 午後 平野医師 | 17 午前 田畑医師 午後 平野医師 | 18 午前 平野医師 午後 休診 午後4時～整形外科 | 19 午前 平野医師 午後 田畑医師 |
| 22 午前 田畑医師 午後 平野医師 | 23 午前 平野医師 午後 田畑医師 | 24 午前 田畑医師 午後 平野医師 | 25 午前 田畑医師 午後 休診 午後4時～整形外科 | 26 午前 浅井医師 午後 休診(秀峰園) |
| 29 午前 吉永医師 午後 田畑医師 | 30 午前 平野医師 午後 田畑医師 | 31 午前 森本医師 午後 中田医師 | | |

※都合により医師変更・休診となる場合があります。IP告知端末でご確認ください。
 ※受付時間 午前：8時30分～11時 午後：1時～3時

カルチャーセンター&りっぴ館についてのご意見を募集します

産業振興課商工観光係

「カルチャーセンター&りっぴ館」の利用向上を目的に、皆さまからのご意見やご要望等をいただくため、「ご意見箱」を設置いたします。

ご意見箱は「カルチャーセンター&りっぴ館」及び「利尻富士町役場ロビー」に設置しておりますので、当施設に関しましてお気づきになられたことやご提案等ございましたら、ぜひお寄せ下さい。

※ご意見箱は7月末日まで設置しております。

【カルチャーセンター&りっぴ館ってどんな施設??】

利尻山をモチーフにした外観が印象的な国内離島初の美術館として平成2年にオープン。カルチャーセンターでは常設展「海を通じた利尻富士町のあゆみ」を展示しております。利尻島の貴重な資料や写真、当時使用されていた道具を通じて文化・歴史を知ることができる場所です。さらに旧灯台灯器なども展示されています。りっぴ館1階では戦後使用されていた海の道具などを通じて、利尻の海・生活や文化について紹介しています。2階では、利尻島で発見・発掘された多数の出土品が展示されており、縄文時代やオホーツク時代を知ることができる場所です。

【営業時間】 9:00～17:00

【料金】 大人：310円、中学生：200円、小学生以下：100円

利尻富士町役場産業振興課商工観光係 Tel: 0163-82-1114 (直通)

ご来館お待ちしております!



献血にご協力をお願いします

福祉課住民係

下記のとおり、今年も北海道旭川赤十字血液センターの移動献血車による献血を実施いたします。

皆さんの善意による無償の献血が貴い命を救います(輸血用血液の多くはガンや血液疾患の治療に使われています)。

献血は身近に出来るボランティアです。今年も皆様の温かいご協力をお願いいたします。

*** 200ml 献血 ***
対象年齢：満 16～69 歳

*** 400ml 献血 ***
対象年齢：満 18～69 歳

※ 65 歳以上の方は、60 歳以降に献血経験のある方に限ります ※



献血場所は下記のとおりです

| とき | ところ | | 時間 |
|-------------|--------|---------------|-----------------|
| 7月8日 (月) | 鬼 脇 | 老人福祉の家 前 | 午前 9:30 ~ 11:00 |
| | 鴛 | 利尻富士町役場 前 | 午後 12:30 ~ 3:00 |
| | 泊 | 稚内信金 利尻富士支店 前 | 午後 3:30 ~ 4:30 |

～ 献血を実施してくださった方に後日、血液検査の結果の通知が届きます ～
(赤血球・白血球等、貧血、コレステロール、肝機能などの状態がわかります)

「外来種防除会2024」の開催について

利尻富士町教育委員会・利尻町立博物館

昨年に引き続き、利尻山への外来種侵入を防ぐため、外来種「コバノハイキンポウゲ」の防除作業を行います。登山靴に付着した種子を洗う場所よりも上部に生えているため、登山道へも拡大していく可能性があります。

この機会にぜひ、興味のある方のご参加をお待ちしています。

【日 程】7月15日(月)午後1時30分～3時00分 *雨天・悪天時は中止

【場 所】甘露泉水～北麓野営場の歩道脇(集合は、午後1時30分に管理棟前)

【申 込】先着20名前後(×切は7月12日まで)。

教育委員会(82-1370)か博物館(85-1411)へご連絡ください。

QRコードを読み込むと、フォームでも申込できます。

【持ち物】作業用軍手かゴム手袋、気象条件に合わせた服装、タオル、飲み物、虫よけなど。作業用の器具やゴミ袋は不要です。



令和6年度自衛官等採用試験のご案内

自衛隊稚内地域事務所

9月自衛官候補生

| | |
|----------|------------------------------------------------|
| 資格 | 18歳以上32歳以下の方 (32歳の方は採用予定月の末日現在、33歳に達していない方) |
| 受付期間 | 7月1日～9月3日 |
| 試験期日(筆記) | 9月21日～9月25日の内1日(都合の良い日にWEBから受験) |
| 口述・身体検査 | 9月27日 |
| 試験会場 | 受付時にお知らせします。 |

第2回一般曹候補生(1次)

| | |
|------|------------------------------------------------|
| 資格 | 18歳以上32歳以下の方 (32歳の方は採用予定月の末日現在、33歳に達していない方) |
| 受付期間 | 7月1日～9月3日 |
| 試験期日 | 9月18日 |
| 試験会場 | 受付時にお知らせします。 |

航空学生(1次)

| | |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格 | 海要員 18歳以上22歳以下の方(高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含)) 空要員 18歳以上23歳以下の方(高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含)) |
| 受付期間 | 7月1日～9月5日 |
| 試験期日 | 9月16日 |
| 試験会場 | 受付時にお知らせします。 |

防衛大学校(1次)

| | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格 | 推薦：18歳以上20歳以下の方、高卒(見込含)又は高専3年次修了者(見込含)で成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を修め、学校長が推薦できる方 総合選抜・一般：18歳以上20歳以下の方、高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含) |
| 受付期間 | 推薦・総合選抜：9月5日～9月9日 一般：7月1日～10月17日 |
| 試験期日 | 推薦：9月21日又は9月22日 総合選抜：9月21日 一般：11月2日 |
| 試験会場 | 受付時にお知らせします。 |

防衛医科大学校(医学・看護)1次

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格 | 医学 18歳以上20歳以下の方、高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含) 看護 18歳以上20歳以下の方、高卒者(見込含)又は高専3年次修了者(見込含) |
| 受付期間 | 医学：7月1日～10月9日 看護：7月1日～10月2日 |
| 試験期日 | 医学：10月19日 看護：10月12日 |
| 試験会場 | 受付時にお知らせします。 |

■お問い合わせ先

〒097-0001 稚内市末広5丁目6番1号 稚内地方合同5階
自衛隊旭川地方協力本部稚内地域事務所 電話 0162-33-1227